

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年7月25日認可した。

平成25年8月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

事業主体	土地改良事業名
唐櫃地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）唐櫃地区
坪井池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坪井池地区
見目地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道事業）見目地区